

おくやみ ハンドブック

この度は、謹んでお悔やみを申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、ご葬儀の後も市役所での年金や健康保険、相続など様々な手続きが必要となります。

富良野市では、死亡届の提出後に必要となる市役所での手続きについて、できる限りスムーズに進められるよう『おくやみハンドブック』を作成しました。また、事前予約により市役所での手続きを、おくやみコンシェルジュがお手伝いいたします。

どうぞ、お気軽にご利用下さい。

おくやみコンシェルジュとは？

事前予約により市役所で行う手続きを職員がお手伝いするものです。

予約先：富良野市役所 市民課医療年金係 TEL：0167-39-2310

受付時間：午前9時～午後5時（※土日、祝日、年末年始を除く）

- ・ おくやみコンシェルジュは **1日3組** 限定の予約制となっております。
1組目：午前10時～ 2組目：午後1時15分～ 3組目：午後3時15分～
来庁日の2日前までにご予約をお願いします。
予約いただく際は、「おくやみコンシェルジュの予約」とお伝え下さい。
 - ・ 亡くなられた方のお名前、ご住所、年金加入状況や、ご来庁される方のお名前、続柄などをお伺いします。
 - ・ 来庁の際は、手続き一覧（1～14ページ）を参照の上、必要な物をお持ち下さい。
- ※ おくやみコンシェルジュを利用せずご自身で直接手続きをすることも可能ですが、関係窓口の状況等により、お時間がかかる場合もありますのでご理解願います。

各種手続き一覧

亡くなった方が各項目に当てはまる場合は、必要なものをご準備のうえ、お手続き下さい。
また、詳細が不明な場合は、事前に各担当課へご相談下さい。

◆ 住民登録等 (市民課)

1	富良野市で印鑑登録をしていましたか？	担 当 課
		市民課 戸籍住民係 TEL 0167-39-2301
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方の印鑑登録は自動的に廃止となります。 ○ 印鑑登録証は窓口に戻却いただくか、はさみを入れて処分して下さい。		□ 特にありません
必要なもの		お手続きできる方
□ 印鑑登録証		□ どなたでも可

2	マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	担 当 課
		市民課 戸籍住民係 TEL 0167-39-2301
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードは自動的に廃止となります。 ○ マイナンバーカードは、死亡手続き等で必要な場合がありますのでしばらくお持ちいただくことをお勧めします。 （年金や生命保険等の手続きにマイナンバー[個人番号]を使う場合があります）		☐ 特にありません
必要なもの		お手続きできる方
☐ 特にありません		☐ 親族

メモ

◆ 国民健康保険・後期高齢者医療保険 (市民課)

3	国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入していましたか？ または国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主でしたか？	担 当 課 市民課 医療年金係 TEL 0167-39-2310
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 国民健康保険に加入していた方が亡くなった場合、国民健康保険証をご返却下さい。 ☐ 後期高齢者医療保険に加入していた方が亡くなった場合、後期高齢者医療保険証をご返却下さい。 ☐ ご家族で加入中の方がいる世帯の世帯主が亡くなった場合、世帯主名を変更した国民健康保険証を新しい世帯主あてに郵送します。		☐ 医療機関等での医療費精算終了後
必要なもの		お手続きできる方
☐ 国民健康保険被保険者証 ☐ 後期高齢者医療保険証		☐ 世帯主 ☐ 同一世帯員 ☐ 相続人等

◆ 医療給付 (市民課)

4	医療費の助成を受けていましたか？ (重度心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・子ども医療)	担 当 課 市民課 医療年金係 TEL 0167-39-2310
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 医療費助成を受けていた方が亡くなった場合、受給者証をご返却下さい。		☐ 医療機関等での医療費精算終了後
必要なもの		お手続きできる方
☐ 重度心身障害者医療費受給者証 (緑色) ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証 (黄色) ☐ 子ども医療費受給者証 (白色)		☐ 世帯主 ☐ 同一世帯員 ☐ 相続人等

◆ 葬祭費（国民健康保険）（市民課）

5	国民健康保険に加入していましたか？	担 当 課 市民課 医療年金係 TEL 0167-39-2310
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 葬儀を行った場合、喪主または施主（葬儀を行った方）に葬祭費3万円が支給されます。（口座振込）		□ 葬儀を行った日の翌日から2年以内
必要なもの		お手続きできる方
☐ 会葬礼状または葬儀費用に関する領収書（葬儀を行った方の氏名の記載があるもの） ☐ 葬儀を行った方の振込先口座が確認できる通帳等		□ 喪主または施主（葬儀を行った方）

◆ 葬祭費（後期高齢者医療）（市民課）

6	後期高齢者医療保険に加入していましたか？	担 当 課 市民課 医療年金係 TEL 0167-39-2310
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 後期高齢者医療制度に加入していた方が亡くなって葬儀を行った場合、喪主または施主（葬儀を行った方）に葬祭費3万円が支給されます。（口座振込）		□ 葬儀を行った日の翌日から2年以内
必要なもの		お手続きできる方
☐ 会葬礼状または葬儀費用に関する領収書 ☐ 葬儀を行った方の振込先口座が確認できる通帳等		☐ 喪主または施主 ☐ 受取人を代理人とする場合は委任状が必要

メモ

◆ 後期高齢者医療支給申請(申立) (市民課)

7	後期高齢者医療保険に加入していましたか？	担 当 課 市民課 医療年金係 TEL 0167-39-2310
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 亡くなった被保険者の法定相続人となる方に、故人にかわり高額療養費等の支給・保険料通知等を受けていただきます。(口座振込)		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 後期高齢者医療支給申請(申立)書 ☐ 申請者名義の振込先口座が確認できる通帳等		☐ 法定相続人 ☐ 受取人を代理人とする場合は委任状が必要

◆ 年金 (市民課)

8	公的年金(国民年金)を受給していましたか？	担 当 課 市民課 医療年金係 TEL 0167-39-2310
お手続きの詳細		お手続きの目安
年金加入歴により、手続き先をご案内します。 ☐ 国民年金の方は、市民課医療年金係(0167-39-2310)にお問い合わせ下さい。 ☐ 厚生年金の方は、旭川年金事務所(〒070-8505 北海道旭川市宮下通2-1954-2 (0166-25-5606))にお問い合わせ下さい。 ☐ 共済年金の方は、各共済組合に連絡し、手続きをご確認下さい。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 年金の種類や加入状況により、手続き先や必要なものが異なりますので、事前にお問い合わせ下さい。		☐ ご遺族 ☐ 代理人 ※委任状が必要

◆ 介護保険 (高齢者福祉課)

9	富良野市の介護保険に加入していましたか？	担 当 課 高齢者福祉課 介護保険係 TEL 0167-39-2255
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 介護保険被保険者証や負担割合証、負担限度額認定証をご返却下さい。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 負担割合証 ☐ 負担限度額認定証		☐ 相続人等

◆ 緊急通報システム (高齢者福祉課)

10	緊急通報システムを利用していましたか？	担 当 課
		高齢者福祉課 介護予防係 TEL 0167-39-2255
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 緊急通報システムを利用されていた場合、撤去又は移動の手続きが必要です。 ※ 65 歳以上の一人暮らしの方または高齢者のみの世帯の希望者に貸与しています。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 特にありません		☐ 親族等

◆ 配食サービス (高齢者福祉課)

11	配食サービスを利用していましたか？	担 当 課
		高齢者福祉課 介護予防係 TEL 0167-39-2255
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 配食サービスを利用されていた場合、廃止等の手続きが必要です。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 特にありません		☐ 親族等

◆ 外出支援サービス助成 (高齢者福祉課)

12	外出支援サービスを利用していましたか？	担 当 課
		高齢者福祉課 介護予防係 TEL 0167-39-2255
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 外出支援サービスを利用されていた場合、乗車券の返却が必要です。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 外出支援サービス乗車券		☐ どなたでも可

◆ 介護用品助成 (高齢者福祉課)

13	介護用品助成サービスを利用していましたか？	担 当 課 高齢者福祉課 介護予防係 TEL 0167-39-2255
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 介護用品助成サービスを利用されていた場合、助成券の返却が必要です。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 紙おむつ購入助成券・介護用品購入助成券		□ どなたでも可

◆ 障害者手帳 (福祉課)

14	障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）をお持ちでしたか？	担 当 課 福祉課 福祉相談支援係 TEL 0167-39-2211
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 障害者手帳の返還手続きが必要です。 （紛失等で手帳が無い場合も手続き可能です。）		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 障害者手帳 □ マイナンバーがわかるもの		□ 親族等

◆ 自立支援医療受給者証 (福祉課)

15	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）をお持ちでしたか？	担 当 課 福祉課 福祉相談支援係 TEL 0167-39-2211
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 自立支援医療受給者証がお手元にある場合は、福祉課窓口にお返し下さい。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 自立支援医療受給者証		□ 親族等

◆ 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当（福祉課）

16	特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していましたか？	担 当 課 福祉課 福祉相談支援係 TEL 0167-39-2211
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 資格喪失等の手続きが必要です。 詳細は担当課までご連絡下さい。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 受給者の状況より必要な書類等が異なりますので、個別にご案内させていただきます。		□ 親族等

◆ 育英基金（教育振興課）

17	育英基金の奨学金を借りていましたか？	担 当 課 教育振興課 学務係 TEL 0167-39-2320
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 育英基金死亡届の手続きが必要です。 ○ 育英基金の返還免除や返還方法の変更をする場合は、事前に担当課までお問い合わせ下さい。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 育英生→借用証書及び死亡診断書の写し □ 貸与満了育英生→死亡診断書の写し		□ 連帯保証人

◆ 学童保育センター（教育振興課）

18	児童が学童保育センターに入所していましたか？	担 当 課 教育振興課 社会教育係 TEL 0167-39-2318
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 入所児童が亡くなった場合→利用廃止・利用料の変更等 ○ 保護者が亡くなった場合→利用料の減免申請等		□ 早期に ※最終利用日が毎月 15 日を基準に月額利用料が全額もしくは半額になるか決定となります。
必要なもの		お手続きできる方
□ 個人もしくは家庭の状況により必要なものが異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。		□ 対象児童の保護者

◆ 児童扶養手当 (こども未来課)

19	児童扶養手当の交付を受けていましたか？ (受給者が亡くなった場合)	担 当 課 こども未来課 こども未来係 TEL 0167-39-2223
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 児童扶養手当受給資格者死亡届の提出が必要です。 ※ 対象児童を養育する方が養育者（祖父母等）に変更となる場合は、養育者が児童扶養手当認定請求書等の提出が必要です。（所得制限等の要件有） ○ 未支払の手当がある場合は、未支払児童扶養手当請求書の提出が必要です。		□ 亡くなった日の翌日から 14 日以内
必要なもの		お手続きできる方
☐ 受給者の死亡を証する書類 (戸籍謄本・死亡診断書の写し) ☐ 児童扶養手当証書		☐ 死亡者の親族等 未支払児童扶養手当請求書 ☐ 支給の対象者（児童） 対象者 2 人以上の場合は年長者 ※ 請求者が幼少等のため意思能力が無い場合はその保護者

20	児童扶養手当の交付を受けていましたか？ (対象児童が亡くなった場合)	担 当 課 こども未来課 こども未来係 TEL 0167-39-2223
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 受給資格喪失届又は児童扶養手当額改定届の提出が必要です。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 対象児童の死亡を証する書類 (戸籍謄本・死亡診断書の写し) ☐ 児童扶養手当証書		□ 受給者

メモ

◆ 児童手当 (こども未来課)

21	児童手当の交付を受けていましたか？ (児童手当の受給者が亡くなった場合)	担 当 課 こども未来課 こども未来係 TEL 0167-39-2223
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 受給者の変更(認定請求) ☐ 未支払い手当の請求(該当する場合)		☐ 亡くなった日の翌日から15日以内
必要なもの		お手続きできる方
【受給者変更(認定請求)の場合】 ☐ 請求者(新しく受給者となる方)のマイナンバーが分かる書類 ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者の振込口座確認書類 【未払手当の請求の場合】 ☐ 請求者(児童の保護者など)本人確認書類 ☐ 支給対象児童の振込口座確認書類		☐ 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方等 ※その他個々の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。

22	児童手当の交付を受けていましたか？ (支給対象児童が亡くなった場合)	担 当 課 こども未来課 こども未来係 TEL 0167-39-2223
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 受給事由消滅・額改定(減額の届出)		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
個々の状況によって必要な書類が異なる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。		☐ 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方等

◆ 保育所・幼稚園など (こども未来課)

23	保育所、幼稚園などお子さんが利用していたサービスはありますか？	担 当 課 こども未来課 こども未来係 TEL 0167-39-2223
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 亡くなった方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせ下さい。 ☐ 対象児童が亡くなった場合も手続きが必要です。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 個人の状況により必要な書類等が異なります。		☐ ご家族

◆ 住民税・森林環境税 (税務課)

24	個人住民税（市・道民税）・森林環境税が課税されて いましたか？ ※上記の税目が課税されていなくても手続きが必要 な場合があります。	担 当 課 税務課 市民税係 TEL 0167-39-2302
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 1月1日にご存命で前年分の所得に対する住民税及び 森林環境税が課税されている方が亡くなった場合で、納 め方や税額がかわるときは、相続人の方へ通知・納付書 を送付します。 ☐ 課税・非課税に関わらず「相続人代表者指定届出書」を 提出して下さい。※届出書の用紙は相続人となりうる方 へお送りします。		☐ なし
必要なもの		お手続きできる方
☐ 相続人代表者指定届出書		☐ 相続人

メモ

◆ 固定資産税 (税務課)

25	固定資産（家屋・土地）を所有していましたか？	担 当 課 税務課 資産税係 TEL 0167-39-2302
お手続きの詳細		お手続きの目安
☐ 固定資産の所有者変更手続きが必要になります。 ☐ 法務局に登録している土地・家屋については、法務局で相続登記手続きをして下さい。 旭川地方法務局（0166-38-1111） ☐ 法務局に登録していない家屋については、税務課へ未登記家屋異動届の提出が必要です。		☐ 早期に ※相続登記は、所有権の取得したことを知った日から3年以内
必要なもの		お手続きできる方
☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続放棄した場合） ☐ 登録口座の銀行届出印及び通帳（※新たに口座を登録する場合） ☐ 遺産分割協議書（※作成している場合） ※ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		☐ 相続人

令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました

(1)相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

(2)遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記をしなければなりません。

(1)と(2)のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となります。

なお、令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となります。**不動産を相続したら、お早めに登記の申請をしましょう。**詳しくは、旭川地方法務局登記部門（TEL0166-38-1161）へお問い合わせ下さい。

◆ 軽自動車 (税務課)

26	原動機付自転車（125cc 以下）・小型特殊自動車を所有していましたか？	担 当 課 税務課 市民税係 TEL 0167-39-2302
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 名義変更、または廃車手続きが必要です。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ ナンバープレート（廃車する場合） ☐ 標識交付証明書 ☐ 譲渡証明書（※相続人以外の名義にする場合） ☐ 遺産分割協議書（※作成している場合） ※ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		☐ 相続人 ☐ 現所有者

◆ 納税 (税務課)

27	市税に未納や納期未到来分がありますか？	担 当 課 税務課 納税係 TEL 0167-39-2302
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方の市税（市・道民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税）及び森林環境税に未納や納期未到来分がある場合は相続人に納付していただく必要があります。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続放棄した場合） ※ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		☐ 相続人

28	市税を口座振替により納税していましたか？	担 当 課 税務課 納税係 TEL 0167-39-2302
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 市税を亡くなられた方の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。引き続きご家族等の口座から口座振替を希望される場合は、改めて口座振替依頼書を提出していただく必要があります。		☐ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 登録口座の銀行届出印及び通帳 ※ 相続人であることを確認できる書類（戸籍謄本等）を求める場合があります。		☐ 相続人

◆ 市営住宅 （都市建築課）

29	市営住宅にお住まいでしたか？	担 当 課 都市建築課 住宅政策係 TEL 0167-39-2316
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 住宅の名義人や同居者が亡くなった場合は手続きが必要です。詳しくは担当までお問い合わせ下さい。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 印鑑 ☐ 個人の状況により必要な書類等が異なります。		☐ 名義人 ☐ 同居の親族、その他の親族 ☐ 成年後見人等

◆ 水道 （上下水道課）

30	水道契約の名義人でしたか？	担 当 課 上下水道課 業務係 TEL 0167-39-2317
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 亡くなった方が水道契約の名義人であった場合は、名義人の変更の手続きが必要となります。 ○ 亡くなった方が名義人である水道契約を廃止にする場合は、水道契約の廃止手続きが必要となります。 ※ いずれの場合も、上下水道課業務係にご連絡下さい。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 特にありません		□ 親族等

◆ 墓地 （コミュニティ推進課）

31	墓地の使用許可を受けていましたか？	担 当 課 コミュニティ推進課 市民協働係 TEL 0167-39-2311
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 一般墓地の使用権者が亡くなった場合は使用権の継承手続きが必要となります。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
☐ 一般墓地使用権継承許可申請書 ☐ 新使用権者の本人確認書類		☐ 新使用権者 （相続人、親族、縁故者等）

◆ 犬の登録 (環境課)

32	犬を飼っていましたか？	担 当 課 環境課 環境係 TEL 0167-39-2308
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 飼い主が亡くなった場合は所有者の変更届が必要です。		□ 犬の所有者になった日から30日以内
必要なもの		お手続きできる方
□ 鑑札番号をメモしてお持ち下さい。		□ 新しい飼い主 ※ 市外在住の方は住所地で畜犬登録の手続きをして下さい。(当市で行う手続きはありません)

◆ 農地 (農業委員会)

33	農地の相続の届出はお済みですか？	担 当 課 農業委員会 TEL 0167-39-2323
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 農地を相続された場合は手続きが必要です。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 相続登記済の登記事項証明書または登記識別情報の写し(農地法第3条の3第1項の規定による届出) □ 印鑑		□ 相続人

◆ 農業者年金 (農業委員会)

34	農業者年金を受給していますか？(加入の方も含む)	担 当 課 農業委員会 TEL 0167-39-2323
お手続きの詳細		お手続きの目安
○ 農業者年金の被保険者、受給権者が亡くなった場合は手続きが必要です。		□ 早期に
必要なもの		お手続きできる方
□ 亡くなった方が受給権者である場合は農業者年金証書(紛失したときは紛失届に記入いただきます) □ 亡くなった方の死亡日を明らかにすることができる戸籍謄本、住民票の写し又は死亡日に関する市長の証明書等 □ 未支給年金、死亡一時金を請求する場合は死亡した方と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本		□ 親族等



This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

委任状

年 月 日

代理人 (窓口に来る方)	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

住民異動	□住所変更（転入・転出・転居・世帯変更等）の手続き			
証明書請求	□住民票の写し（全部・一部） 通 ⇒本籍・筆頭者記載 □必要 □不要 ⇒世帯主・続柄 □必要 □不要 ⇒個人番号記載（マイナンバー）□必要 □不要 ※代理人の方にはお渡しできません。本人宛ての郵送となります。切手（404円）を貼った返信用封筒が必要です。			
	□戸籍・除籍・改製原戸籍（謄本・抄本） 通			
	□戸籍の附票（謄本・抄本） 通 ⇒ 本籍・筆頭者の記載 □必要 □不要			
	□身分証明書 通			
その他	□			

委任者 (頼む方)	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日

《注意》

- ・この委任状は、委任者本人が代理人欄も含めて自署し、押印してください。（スタンプ印不可）
- ・委任状の内容に訂正がある場合は、委任者が訂正印を押してください。
- ・委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要です。

日付を記入してください。

委任を受けた方の住所と氏名、
生年月日を記入してください。

委任状

年 月 日

代理人 (窓口に来る方)	住 所	札幌市中央区北1条西1丁目1番地		
	氏 名	鈴木 花子	生年月日	昭和40年 9月 2日

上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

住民異動	□住所変更（転入・転出・転居・世帯変更等）の手続き			
証明書請求	☑住民票の写し（全部・一部） 1 通 ⇒本籍・筆頭者記載 □必要 □不要 ⇒世帯主・続柄 □必要 □不要 ⇒個人番号記載（マイナンバー）□必要 □不要 ※代理人の方にはお渡しできません。本人宛ての郵送となります。切手（404円）を貼った返信用封筒が必要です。			
	□戸籍・除籍・改製原戸籍（謄本・抄本） 通			
	□戸籍の附票（謄本・抄本） 通 ⇒ 本籍・筆頭者の記載 □必要 □不要			
	□身分証明書 通			
その他	□			

委任事項に☑して必要な通数を記入してください。

委任される方の住所と氏名、
生年月日を記入してください。

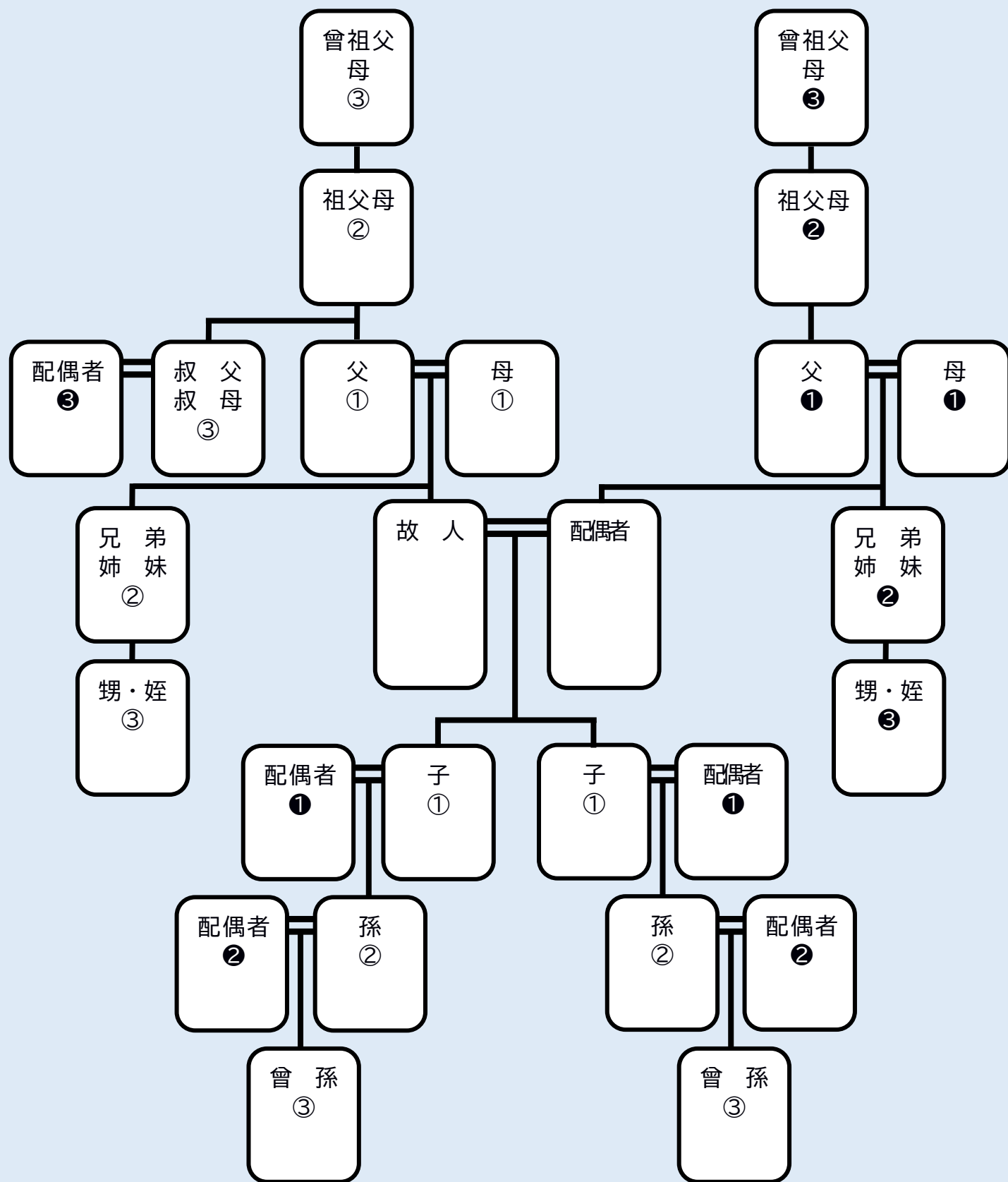
委任者 (頼む方)	住 所	富良野市弥生町1番1号		
	氏 名	富野 太郎	生年月日	昭和50年 8月 9日

《注意》

- ・この委任状は、委任者本人が代理人欄も含めて自署し、押印してください。（スタンプ印不可）
- ・委任状の内容に訂正がある場合は、委任者が訂正印を押してください。
- ・委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。
- ・窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示が必要です。

委任状

3 親等以内の親族



お手続きをされる方の続柄の参考にお使い下さい。

続柄下段の数字は、一親等から三親等までの血族（①～③）と姻族（①～③）を表示しています。

市役所以外での主な手続き

手続きの種類	主な手続き	☑	問い合わせ先など
生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等	☐	加入している生命保険会社 3年を経過すると時効となります
預貯金口座	口座凍結解除手続き	☐	各金融機関 等
株式等	名義変更	☐	各証券会社 等
固定電話・携帯電話 インターネット	契約継承、解約	☐	各契約会社
クレジットカード	解約	☐	各契約会社
電気・ガス・灯油	名義変更、解約	☐	各契約会社
NHK受信料	名義変更、解約	☐	NHKふれあいセンター フリーダイヤル：0120 - 151515
パスポート	パスポートの返却	☐	北海道パスポートセンター 011-219-3388 にご相談下さい。
運転免許証	免許証の返納	☐	旭川運転免許試験場 0166-51-2489 富良野警察署 0167-22-0110
軽自動車	名義変更等	☐	旭川軽自動車協会 050-3816-1765 にご相談下さい。
普通自動車	名義変更等	☐	北海道運輸局 旭川運輸支局 050-5540 - 2003 にご相談下さい。
バイク (126cc～250cc)	名義変更等	☐	
バイク (251cc以上)	名義変更等	☐	旭川地方自家用自動車協会 0166-51-1221 にご相談下さい。
不動産の相続登記	所有権移転等	☐	旭川地方法務局 登記部門 0166-38-1161 にご相談下さい。
法定相続情報証明制度	「法定相続情報一覧図」 の作成や交付	☐	
国税（所得税・相続税等）	所得税の準確定申告・相続税の申告等	☐	富良野税務署 0167-22-2144 にご相談下さい。

亡くなったあとの手続きの流れ

身近な方の死亡

期 限	各種届出・相続など	葬 儀
7日以内	死亡届の提出	近親者へ訃報を伝える 葬儀の手配 通夜・葬儀・告別式 初七日または十日祭 ほか
14日以内	公共料金等の契約変更や解約 国民健康保険の手続き 年金関係の手続き	
3か月以内	遺言書や相続財産の確認 相続人の特定 相続放棄 (市営墓地) 埋蔵届の提出	四十九日の法要または五十日祭 納骨 ほか
4か月以内	(亡くなった方の) 所得税の準 確定申告	
10か月以内	遺産分割協議 相続税の申告・納付 預貯金等の名義変更	
1年以内	遺留分侵害額請求	一周忌 ほか
2年以内	葬祭費・埋葬料の支給申請 高額療養費の請求申請 国民年金死亡一時金請求	三回忌 ほか

メモ

お手続きにお持ちいただくもの

主な持ち物となります。亡くなった方により、持ち物が異なります。

詳細は各項目のページを参照下さい。

ご遺族の方のもの

- ☐ 認印（朱肉を使うもの）※届出人・相続人代表者・喪主が別な場合はそれぞれの印鑑
- ☐ 請求者のマイナンバー（個人番号）が分かるもの
- ☐ 来庁される方の本人確認書類
 - 写真付きのもの1点
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、障害者手帳など
 - 写真付きのものが無い場合は、下記から2点
被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳（基礎年金番号通知書）、学生証、クレジットカード、病院の診察券など
- ☐ 亡くなった方との関係が分かる戸籍
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表・喪主・未支給年金請求者・各種手当の新しい受給者）
- ☐ 葬儀の領収証（葬祭費を申請する場合）
国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者が亡くなられると葬祭費が支給されます。
葬儀の代金である旨と、喪主の方の氏名が明記されているもの。
領収書に代えて、会葬礼状の提出でも可能です。
- ☐ 委任状（代理人の方が手続きを行う場合）
戸籍に関する証明を請求できるのは直系親族のみです。それ以外の場合は委任状が必要です。

亡くなった方のも

- ☐ 死亡診断書の写し
 - ☐ マイナンバーカードまたは通知カード
 - ☐ 住民基本台帳カード（作成されている場合）
 - ☐ 印鑑登録証
 - ～これより下のものは、必要なものだけをお持ち下さい。～
 - ☐ 年金証書または年金手帳（基礎年金番号通知書）
 - ☐ 身体障害者手帳等の各種手帳
 - ☐ 国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険などの被保険者証
 - ☐ 受給者証、医療証
 - ☐ その他、富良野市から交付された証書類でご不明な点があるもの
- ※見つからないものがある場合はご相談下さい。